

**市営住宅は毎月入居者を募集しています**

**■ 5月の募集概要**

- ▽受付日時 5月12日まで、午前9時～午後5時。
- ▽受付会場 住宅課(市役所9階)。
- ▽抽選日 5月18日(月)。
- ▽募集住宅の公表 市⑩、住宅課、各④・⑤・⑥に置いてある「市営住宅空家募集」(4月24日発行)をご覧ください。

**■ その他** 入居申し込み資格・申し込み方法・募集住宅など、詳しくは、「入居申込案内」、「市営住宅空家募集(原則、募集月の前月25日発行)」、市⑩をご覧ください。

⑩住宅課 ☎(632)2553

**蚊の発生を防止しましょう**

蚊に刺されると、かゆいなど不快に感じるだけでなく、発熱や発疹などを主症状とするデング熱などの感染症にかかるともありません。蚊が媒介することも海外(特に熱帯や亜熱帯)



で多く発生しますが、国内での発生報告もあり、普段から注意が必要です。蚊の多い場所に行くときは、肌の露出を少なくし、必要に応じて、虫よけスプレーなどの忌避剤を使用しましょう。また、蚊は、ボウフラ(蚊の幼虫)の発生源となる水たまりがあると発生しやすくなります。家の周りを定期的に点検し、次のような場所に不要な水がたまらないようにしましょう。

- ▽鉢植えの受け皿。
- ▽雨ざらしのバケツやジョウロ。
- ▽古タイヤや空き缶。
- ▽自転車やオートバイの雨よけシート。

**環境**

**剪定枝チップの配布を開始します**

▽詰まった雨どい。  
⑧生活衛生課 ☎(626)110

市では、焼却ごみをさらに減量化・資源化するため、家庭で発生する剪定枝の一部をチップ化し無料で配布します。チップは、庭などに敷き防草対策としての活用ができます。なお、南清掃センターに直接持ち込まれた剪定枝をチップ化しますので、南清掃センターへの剪定枝の搬入にご協力ください。

- ▽配布期間 5月18日～7月31日。
- ▽搬入・配布場所 南清掃センター(屋根町)。
- ▽配布方法 ビニール袋やスコップ持参。一人軽トラ1台分まで。量に限りがありますので、事前にお問い合わせください。
- ▽対象 市内在住で、配布場所に直接取りに来られる人。
- ▽その他 剪定枝の搬入な

**2物件を特別販売 篠井ニュータウン分譲中**



**■ 現地販売会**

▽日時 5月3日(日・祝) 午前10時～午後3時。  
▽会場 篠井ニュータウン現地販売センター(下小池町)。



▲携帯サイトQRコード

**■ 特別販売区画**

金額	番号	道路	面積(m <sup>2</sup> )	備考
533万円	10-13	南	251.28	日当たり良好の76坪
435万円	20-2	東・西	229.91	69.5坪の商業用地

**■他にも商業用地があります** 店舗および店舗併用住宅が建築可能な9区画も同時分譲中です。

⑩市土地開発公社 ☎(632)2174、⑩ http://www.shinoi.com

**グリーントラスト 各種自然体験**

**1 サツマイモづくり体験**

▽会場・期日 鶴田沼緑地(鶴田町) 5月17日、8月16日、10月18日。海道小北樹林地(海道町) 5月23日、7月25日、10月24日。各全3回。

▽内容 サツマイモの植え付け・つる返し・収穫など。  
▽定員 鶴田沼緑地会場 11

5 ⑩ごみ減量課 ☎(632)241

どについて、詳しくは、市⑩をご覧ください。

**2 落花生の種まきから収穫までを体験**

先着30人。海道小北樹林地会場 11先着20人。

▽期日・内容 ①5月17日(日) ②種まき ③9月20日(日) ④収穫。午前9時～正午。

▽会場 鶴田沼緑地。

▽定員 先着30人。

▽費用 ①600円 ②400円(保険料など)。グリーントラストのうちのみや年会員および小学生以下は無料。

▽申込 5月7日から、電話で、グリーントラストのうちのみや事務局(緑のまち

◎全国ごみ不法投棄監視ウイーク「不法投棄をしない・させない・許さない」5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)は、全国ごみ不法投棄監視ウイークです。不法投棄の未然防止には、地域の皆さんの監視活動が効果的です。「不法投棄をしない・させない・許さない」意識を持ち、不法投棄をしにくい環境づくりにご協力ください。不法投棄を発見・目撃した場合は、電話またはファクスで、廃棄物対策課 ☎(632)2929、FAX(633)4323へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。  
 ④地区市民センター、⑤出張所、⑥生涯学習センター、⑦生涯学習センター、⑧生涯学習センター、⑨地域自治センター、⑩地域自治センター、⑪市民活動センター

づくり課内) ☎(632) 2559

■その他 雨天の場合は現地で開催の可否を決定。収穫物は実費でお分けします。

### 出生・住宅新築記念樹を差し上げます

#### 1 出生記念樹

▽対象 出生で新たに市民になった人。

▽申込 市民課(市役所1階)・各園・図・団で出生届提出時に、「出生記念樹引換券」をお渡しします。なお、平成27年4月に出生届を提出した人は、後日、券を送付します。

#### 2 住宅新築記念樹

▽対象 市内に住宅を新築または購入した人。

▽申込 資産税課職員が固定資産税の税額の算出のために家屋調査をする際、「住宅新築記念樹引換券」をお渡しします。

■配布本数 1本(11種類の苗木より選択)。

■その他 平成28年3月末までに、指定の場所で引き換えてください。

問 緑のまちづくり課 ☎(632)

2597

### 市緑の相談所で緑化講習会

#### 1 ユリを楽しむ

▽期日 5月24日(日)。

#### 2 初夏の庭木の手入れ

▽期日 5月27日(水)。

3 家庭菜園の作り方 病害虫防除

▽期日 6月6日(土)。

#### 4 バラの鉢植えと管理

▽期日 6月14日(日)。

#### 5 庭木の整枝と剪定

▽期日 6月20日(土)。

■時間 午前9時30分～11時30分。

■会場 市緑の相談所(平出工業団地公園内)。

■対象 市内に在住か通勤通学している人。

■定員 1～35各先着40人

■費用 41500円(材料費)。

■申込 5月3日から、電話で、市緑の相談所へ。

■その他 身近な回や集会所などで開催する緑化講習会へ講師を派遣しています。お気軽にご相談ください。

問 市緑の相談所 ☎(662) 5813

## 春の交通安全運動

■5月11～20日は春の交通安全市民総ぐるみ運動  
▽運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止▽運動の重点 ①自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底③飲酒運転の根絶④スピードダウン運動の推進。

### ■春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニングセレモニー

▽日時 5月8日(金)午前11時～11時40分▽会場 オリオンスクエア▽内容 交通安全宣言などの式典、松ヶ峰幼稚園の園児による合唱など。

■子どもや高齢者を交通事故から守りましょう 子どもは、興味のあるものを見つけると、夢中になって周囲の状況が目に入らなくなり、車などへの注意がおろそかになってしまうことがあります。保護者は、子どもから目を離さず、子どもが急な飛び出しなどをしないよう十分注意しましょう。

運転者は、子どもや高齢者を見掛けたら、減速してその動きに細心の注意を払うなど、「子どもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」を実践し、思いやりのある運転と交通事故防止に努めましょう。

■自転車安全利用五則 自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。また、歩行者やドライバーも、自転車の交通ルールを知ること、交通事故を予防するようにしましょう。①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る▽飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▽夜間はライトを点灯▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認⑤子どもはヘルメットを着用(高齢者のヘルメット着用も推奨しています)。

■自転車利用者のための任意保険など 自転車の交通事故の中には、自転車利用者が加害者となり、高額な賠償金を請求される場合があります。万が一の場合に備え、任意保険に加入することが大切です。自転車利用者のための任意保険には、自転車安全整備店で取り扱っている「TSマーク付帯保険」などがあります。

また、すでに加している自動車保険や火災保険の特約で、自転車の事故に対応できるものもありますので、加入している保険会社に確認してみましょう。

■シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう シートベルトは、命を守るベルトです。自動車に乗るときは必ずシートベルトを着用し、安全運転を心掛けましょう。6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。乗車する子どもの体格に合わせたものを選び、座席にしっかりと固定し、正しく着用しましょう。

■飲酒運転は絶対にしない・させない 飲酒運転は、悲惨な重大事故を引き起こす悪質な犯罪行為です。市では、「飲酒運転根絶GR(グリーンレッド)リボン」を推進しています。飲酒運転を「しない・させない」を徹底しましょう。

■スピードの出しすぎは危険です スピードの出しすぎは、危険の発見が遅れるほか、車の制御が困難になったり衝突時の衝撃が大きくなったりするなど、重大事故の原因となります。時間と心にゆとりを持ち、道路状況に応じた安全速度で走行しましょう。特に、住宅街や通学路などではスピードを控えましょう。

## 6月から道路交通法が一部改正されます

自転車で、信号無視や一時不停止など、特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられます。命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと、5万円以下の罰金が科せられます。詳しくは、最寄りの警察署へお問い合わせください。

## 夜間の交通事故に気をつけましょう

1月1日～3月31日に交通事故で6人が亡くなっており、そのうち3件は夜間に発生しています。夜は、周りが見えにくくなります。ドライバーは安全確認を徹底するとともに、対向車がない場合はハイビームにして、歩行者などを早めに視認するようにしましょう。また、歩行者・自転車利用者が夜外出する際は、明るい服装や反射材を着用するように心掛けましょう。

☎生活安心課 ☎(632) 2264

◎応急手当講習会 ▽日時・会場 5月10日(日)＝南消防署、6月14日(日)＝東消防署、7月12日(日)＝西消防署、8月9日(日)＝南消防署。午前9時～正午▽内容 心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)使用法などの普通救命講習。再講習可。テキストは市☎で確認可▽定員 各先着30人▽申込 開催日3カ月前から、電話で、各会場へ。☎南消防署 ☎(653) 0119、西消防署 ☎(647) 0119、東消防署 ☎(663) 0119



